一熊本県公報

第 1 1 0 0 0 号 平成 15 年 6 月 30 日 (月) (毎週 月・水・金発行)

目 次

				١,																									
0	畳表	きの	格化	寸け	0	期	日	及で	CK I	易戶	斤の)廃	止					 	 				(農	Ē	産	課)	1
O_{1}	畳表	きの	格化	寸け	(D)	期	日	及飞	J, I	易瓦	F O)指	定					 	 				· · (")	1
																						目す							
	頁 ·																	 	 	(交证	通安	全	• 1	青!	少年	手課)	1
	1	`	ŕ	돌 -																									
0	熊 本	、 :県	う 卸す	5 克市	場	条	例(にっ	基:	づく	(出	上資	金	の変	変更	見届	出.	 	 			(農	業	団化	本金	金属	触課)	7
0	熊本熊本	、 : : !	病肾	n 表市完事	場業	条業	例は務に	に浸	基况	づく の 2	とと表	資	金	の <u>3</u> 	変更	[届	出.	 	 			(農 (精	業神	団 (保 (体 全	金属	触課 止課)	7 7
0	熊本熊本	· :県 :県	病肾	5 市市事 依	業	業	例(務)	に浸	基记	づく の 2	く出えま	資	金	の <u>3</u> 	変更	1届	出.	 	 			(農 (精	業神	団 (保 (本 <u>3</u> 建 礼	金属	触課 止課)	7 7
0	张本 张本 圣	· 県 ・県	病 [完 事 依	業	業頼	務;	伏衤	况(カタ	き	ξ··						 	 			(精	神	保付	建礼	福本	触課 員会)	7

告 示

熊本県告示第698号

平成13年7月2日熊本県告示第553号(畳表の格付けの期日及び場所の指定)は、平成15年6月30日をもって廃止する。

平成 15 年 6 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 699 号

熊本県畳表格付条例施行規則(昭和48年熊本県規則第62号)第2条の規定により畳表の格付けの期日及び場所を次のように指定し、平成15年7月1日から適用する。 平成15年6月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一
格付けの場所
八代地域農業協同組合
竜北町支所竜北畳表集荷所
八代郡竜北町鹿島 1254-4
八代地域農業協同組合
千丁町支所古閑出畳表集荷所
八代郡千丁町古閑出 2099-1
八代地域農業協同組合
龍峯支所龍峯畳表集荷所
八代市岡町谷川 944
八代地域農業協同組合
千丁町支所千丁畳表集荷所
八代郡千丁町新牟田 318
八代地域農業協同組合
千丁町支所古閑出畳表集荷所
八代郡千丁町古閑出 2099-1

熊本県告示第 700 号

熊本県少年保護育成条例第12条の3の規定に基づく処分の基準等に関する要項を次のように定める。